

文京区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱

- 27文男保第3207号 平成28年2月29日区長決定
- 28文子幼第915号 平成28年4月1日部長決定
- 28文子幼第1844号 平成28年10月24日部長決定
- 28文子幼第3141号 平成29年2月27日部長決定
- 29文子幼第592号 平成29年5月31日部長決定
- 29文子幼第2323号 平成29年12月20日部長決定
- 30文子幼第936号 平成30年6月15日部長決定
- 30文子幼第3502号 平成30年12月12日部長決定
- 2019文子幼第841号 令和元年6月3日部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、保育士等が保育の専門性を高めるとともに、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組を実施する事業者（以下「事業者」という。）に対し、当該取組に係る費用の一部を補助することにより、保育サービスの質の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金の交付の対象となる者は、国又は地方公共団体以外の者であって、区の区域内（以下「区内」という。）において次条に規定する施設を設置し、又は事業を運営する事業者とする。

(補助対象施設・事業)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる施設は、次のとおりとする。

- (1) 次のいずれかに該当する施設であって、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条の規定により区長の確認を受け、適正な運営が確保されている施設
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（以下「認可保育所」という。）。ただし、東京都保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成27年3月16日付26福保子保第2960号）の交付対象施設は除く。
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (2) 東京都認証保育所事業実施要綱（12福子推第1157号）に規定する東京都認証保育所（以下「認証保育所」という。）。ただし、東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）第3条第1号に規定する幼稚園型認定こども園を構成する認証保育所及び同条第3号の規定により認定を受けた認証保育所（地方裁量型認定こども園）は除く。

- 2 この要綱による補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。
- (1) 次のいずれかに該当する事業であって、子ども・子育て支援法第43条の規定により区長の確認を受け、適正な運営が確保されている事業
 - ア 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
 - イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
 - ウ 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業
 - エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
 - (2) 家庭的保育制度（都制度） 家庭的保育事業等実施要綱（平成22年6月25日付22福保子保第437号）別表2の1(1)、(2)又は(6)の規定に基づき実施する家庭的保育事業
 - (3) 定期利用保育事業（専用施設、一時施設）及び一時預かり事業（緊急一時預かり） 東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第276号）第3の2(2)ウ又はエの規定に基づき実施する定期利用保育事業及び東京都一時預かり事業実施要綱（平成27年7月27日付27福保子保第507号）4(1)、(3)及び(4)の規定に基づき緊急一時預かりを実施する一時預かり事業（幼稚園及び本条第1項第1号から第2項第2号までに規定する施設又は事業実施施設において実施する一時預かり事業を除く。）
 - (4) 病児保育事業（病児対応型、病後対応型） 東京都病児保育事業実施要綱（平成21年9月8日付21福保子第375号）第4の1又は2の規定に基づき実施する病児保育事業
 - (5) 企業主導型保育事業（地域枠） 平成29年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱（平成29年4月27日付府子本第370号雇児発0427第2号の別紙）の第2の1に定める企業主導型保育事業のうち同要綱第3の2(1)②に定める地域枠（以下「地域枠」という。）において、以下のすべてに該当する児童を保育する事業
 - ア 区長から子ども・子育て支援法第20条に定める認定（同法19条第1項第2号又は第3号に掲げるものに限る。）を受けていること。
 - イ 第1項及び第2項(1)から(3)までの施設及び事業を利用していないこと。
 - ウ 区長が地域枠の利用を認めること。
- （補助の例外等）

第4条 前2条の規定にかかわらず、前条第2項第1号ウに規定する居宅訪問型保育事業又はエに規定する事業所内保育事業（従業員枠に限る。）については、当該事業を実施する施設の所在地が区の区域外（東京都の区域内に限る。）である場合であっても、区内に居住する児童が利用する場合に限り、補助金の交付の対象とする。

- 2 前2条の規定にかかわらず、区長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する者である場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（文京区暴力団排除条例（平成24年3月文京区条例第4号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
 - (3) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
- 3 前2条の規定にかかわらず、区長は、次の各号のいずれかに該当する施設又は事業については、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。
- (1) 児童福祉法、社会福祉法（昭和26年法律第45号）又はこれらの法律に基づく命令に違反したもの
 - (2) 児童福祉法、社会福祉法又はこれらの規定に基づく命令に違反した事業者が設置するもの
 - (3) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導（文書による指導に限る。以下同じ。）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの
 - (4) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導について、度重なる指導にもかかわらず、改善しない又は改善の見込みがない事業者が設置するもの
（補助の要件）

第5条 事業者は、この要綱による補助金の申請に当たっては、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 第3条第1項に規定する施設又は同条第2項に規定する事業について、別表第3に定めるキャリアパス要件を満たしていること。
なお、当該要件に適合又は適合しない場合の補助金の算定方法は、別表第1の「2 基準額」による。
- (2) 第3条第1項第1号ア及びイ、第2号、第2項第3号に定める東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第276号）第3の2(2)エの規定に基づき実施する定期利用保育事業並びに第5号に該当する施設については、福祉サービス第三者評価（「東京都における福祉サービス第三者評価（指針）」の改正について（通知）（平成24年9月7日付24福保指指第638号）に規定するものをいう。以下同じ。）を受審し、結果を公表しなければならない。
なお、福祉サービス第三者評価の受審及び結果の公表を実施又は実施しない場合の補助金の算定方法は、別表第1の「2 基準額」による。
- (3) 第3条第1項第2号に該当するものについては、補助対象年度に、東京都子育て

支援員研修事業実施要綱（平成27年5月29日付27福保子計第249号）に規定する5(2)ア及びイのうち「地域保育コース」の「地域型保育」に係る受講の計画を策定し、及び修了させた職員（以下「子育て支援員研修修了者」という。）を少なくとも1人以上配置していること（東京都認証保育所事業実施要綱7（1）ウにより算出した総所要保育従事職員が全て常勤有資格者である場合又は総所要保育従事職員のうち常勤有資格者以外の職員が全て子育て支援員研修修了者である場合を除く。）。

なお、当該受講要件に適合又は適合しない場合の補助金の算定方法は、別表第1の「2 基準額」による。

(4) 財務情報等の公表

交付決定事業者は、「保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等公表要領」（平成27年9月24日付27福保子保第691号）（以下「財務情報等公表要領」という。）に定めるところにより、事業実施年度の補助事業等の運営に係る財務情報等を作成し、区長に提出するとともに、利用者及び当該補助事業等を実施する施設の全ての職員に対し、分かりやすい方法により公表しなければならない。

なお、公表しない場合の取扱いについては、財務情報等公表要領2（5）による。

(5) 情報公開等の取組に係る要件

ア モデル賃金等のホームページによる公表

別に定めるところにより、交付対象施設・事業所における保育従事職員のモデル賃金等を作成し、区長に提出するとともに、広く一般に公表しなければならない。ただし、第3条の2（1）ア及び（2）に該当する事業を除く。

なお、モデル賃金とは、一定の条件下において標準的に昇格・昇進をしていった場合の賃金推移をモデル化したものをいう。

イ 財務情報等のホームページによる公表

第28条により作成する財務情報等の公表様式について、別に定めるところにより、広く一般に公表しなければならない。

ウ 非常勤職員（保育従事職員）の賃金改善

賃金の交付額について、交付対象施設・事業所に勤務する非常勤職員（保育従事職員）の賃金改善に要する経費に充て、第18条に定める実績報告書により報告しなければならない。ただし、交付対象施設・事業所に非常勤職員（保育従事職員）がいない場合は、当該要件に適合しているものとみなす。

なお、上記（ア）から（ウ）までに掲げる要件に適合又は適合しない場合の補助金算定方法は別表第1の「2 基準額」による。

（補助対象経費）

第6条 この要綱による補助金の対象となる経費は、第3条第1項に規定する施設又は同条第2項に規定する事業を実施する施設に勤務する職員（非常勤職員及び法人役員等を兼務している職員を含む。）の人件費のうち、賃金改善に係る費用（別表第4に規定するものをいう。）とし、当該年度の予算の範囲内とする。また、年度終了後速やかに、区長に報告をしなければならない。

（補助金の額等）

第7条 この要綱による補助金の額は、別表第1の第2欄に定める基準額と前条の補助対象経費のいずれか少ない額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに文京区保育士等キャリアアップ補助金交付申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて、区長に申請しなければならない。

（交付決定）

第9条 区長は、前条の規定による交付申請があった場合において、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、文京区保育士等キャリアアップ補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知する。

（交付決定の条件）

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、補助の対象の施設又は事業（以下「補助事業等」という。）の運営に当たっては、当該運営に係る関係法令等に留意し、遵守しなければならない。

2 区長は、前条の規定による交付決定に際し、条件を付することができる。

（申請の撤回）

第11条 交付決定事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、第9条に規定する交付決定通知書を受け取った日から起算して14日以内に申請を撤回することができる。

（変更申請）

第12条 交付決定事業者は、補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ文京区保育士等キャリアアップ補助金変更承認申請書（別記様式第3号）に必要な書類を添えて区長に提出し、その承認を受けなければならない。

（事情変更による交付決定の取消し等）

第13条 区長は、第9条の規定による交付決定の後においても、その後の事情の変更により必要があると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、既に経過した部分については、この限りでない。

（承認事項）

第14条 交付決定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

(事故報告)

第15条 交付決定事業者は、補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由、状況及びその他必要な事項について、書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第16条 区長は、補助事業等の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、交付決定事業者に対し、補助事業等の遂行の状況に関し書面による報告を求めることができる。

(遂行命令等)

第17条 区長は、前2条の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業等が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付決定事業者に対し、これらに従って補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 区長は、交付決定事業者が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第18条 交付決定事業者は、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したとき又は補助事業等が終了したときは、別に定める期日までに文京区保育士等キャリアアップ補助金実績報告書（別記様式第4号）を区長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、第14条第2号の規定により補助事業等の中止又は廃止の承認を受けた場合について準用する。

(補助金の額の確定)

第19条 区長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る補助事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、文京区保育士等キャリアアップ補助金交付額確定通知書（別記様式第5号）により、交付決定事業者に通知する。

(是正のための措置)

第20条 区長は、前条の規定による調査等の結果、補助事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、交付決定事業者に対し、当該補助事業等につき、これらに適合させるための措置を採るべきことを命ずることがで

きる。

(補助金の請求及び交付)

第21条 交付決定事業者は、第19条の規定により補助金の額の確定の通知を受けたときは、文京区保育士等キャリアアップ補助金交付請求書(別記様式第6号)により、速やかに区長に請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第22条 区長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 第28条に定める財務情報等の公表を実施しないとき。

(4) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付決定に基づく命令に違反したとき。

(5) 第4条第2項各号に該当するに至ったとき。

2 前項の規定は、第19条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第23条 区長は、第13条又は前条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第24条 交付決定事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額(その一部を納付した場合におけるその後の期間の計算については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 交付決定事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられた場合において、これを納期限までに納付しなかったときは、当該納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(違約加算金の計算)

第25条 区長は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付決定事業者が納付した違約加算金の額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付した額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第26条 区長は、第24条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金の一時停止等)

第27条 区長は、交付決定事業者に対し補助金の返還を命じたにもかかわらず、交付決定事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、交付決定事業者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(帳簿及び関係書類の整理保管)

第28条 交付決定事業者は、補助事業等に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を、当該補助事業等の属する会計年度終了後5年間整理し、及び保管しなければならない。

(その他)

第29条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、文京区補助金等交付規則(昭和49年12月文京区規則第44号)に定めるところによるものとし、その他必要な事項については、子ども家庭部長が別に定める。

付 則(平成28年2月29日付27文男保第3207号)

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 第5条第3号に規定する子育て支援員研修の受講については、平成27年度及び平成28年度に補助を受ける施設にあつては要件を満たすものとみなし、平成29年度に補助を受ける施設にあつては子育て支援員研修を修了した職員を同年度中に配置できなくなった場合においても、同年度に限り補助の対象とする。

付 則(平成28年4月1日付28文子幼第915号)

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則(平成28年10月24日付28文子幼第1844号)

この要綱は、決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則(平成29年2月27日付28文子幼第3141号)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則(平成29年5月31日付29文子幼第592号)

この要綱は、決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則(平成29年12月20日付29文子幼第2323号)

この要綱は、決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則（平成30年6月15日付30文子幼第936号）

この要綱は、決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

付 則（平成30年12月12日付30文子幼第3502号）

この要綱は、決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

付 則（令和元年6月3日付2019文子幼第841号）

この要綱は、決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表第1（第7条関係）

1 補助対象施設・事業	2 基準額
<p>1 認可保育所</p>	<p>次の(1)に、(2)、(3)及び(4)の割合を乗じて得た額</p> <p>(1) 基本額 別表第2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数を乗じて得た額の合計額</p> <p>(2) キャリアパス要件 ① 別表第3の要件に適合する場合は、1.0 ② 別表第3の要件に適合しない場合は、0</p> <p>(3) 福祉サービス第三者評価の要件 ① 3年（補助対象期間が属する年度及び直前の過去2か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、1.0 ② ①以外の場合は、0.5</p> <p>(4) 情報公開等の取組に係る要件 ① 第5条の(5)アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1.0 ② ①以外の場合は、0.5</p>
<p>2 認証保育所</p>	<p>次の(1)に、(2)、(3)、(4)及び(5)の割合を乗じて得た額</p> <p>(1) 基本額 別表第2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数を乗じて得た額の合計額</p> <p>(2) キャリアパス要件 ① 別表第3の要件に適合する場合は、1.0 ② 別表第3の要件に適合しない場合は、0</p> <p>(3) 福祉サービス第三者評価の要件 ① 3年（補助対象期間が属する年度及び直前の過去2か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、1.0 ② ①以外の場合は、0.5</p> <p>(4) 情報公開等の取組に係る要件 ① 第5条の(5)アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1.0 ② ①以外の場合は、0.5</p> <p>(5) 子育て支援員研修の受講要件</p>

	<p>① 第5条の(3)の要件に適合する場合は、1.0</p> <p>② ①以外の場合は、0.5</p>
3 認定こども園	<p>次の(1)に、(2)、(3)及び(4)の割合を乗じて得た額</p> <p>(1) 基本額 別表第2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数（2号、3号認定のみ）を乗じて得た額の合計額</p> <p>(2) キャリアパス要件 ① 別表第3の要件に適合する場合は、1.0 ② 別表第3の要件に適合しない場合は、0</p> <p>(3) 福祉サービス第三者評価の要件 ① 3年（補助対象期間が属する年度及び直前の過去2か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、1.0 ② ①以外の場合は、0.5</p> <p>(4) 情報公開等の取組に係る要件 ① 第5条の(5)アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1.0 ② ①以外の場合は、0.5</p>
4 (1) 家庭的保育事業 (2) 家庭的保育事業 (都制度)	<p>次の(1)に、(2)及び(3)の割合を乗じて得た額</p> <p>(1) 基本額 別表第2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数を乗じて得た額の合計額</p> <p>(2) キャリアパス要件 ① 別表第3の要件に適合する場合は、1.0 ② 別表第3の要件に適合しない場合は、0</p> <p>(3) 情報公開等の取組に係る要件 ① 第5条の(5)イ及びウに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1.0 ② ①以外の場合は、0.5</p>

<p>5</p> <p>(1) 小規模保育事業 (2) 居宅訪問型保育事業 (3) 定期利用保育事業及び一時預かり事業（緊急一時預かり）</p>	<p>次の(1)に、(2)及び(4)の割合を乗じて得た額 ただし、定期利用保育事業（専用施設）は次の(1)に(2)、(3)及び(4)を乗じた額</p> <p>(1) 基本額 別表第2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数（一時預かり事業（緊急一時預かり）は定員数）を乗じて得た額の合計額</p> <p>(2) キャリアパス要件 ① 別表第3の要件に適合する場合は、1.0 ② 別表第3の要件に適合しない場合は、0</p> <p>(3)福祉サービス第三者評価の要件 ① 3年（補助対象期間が属する年度及び直前の過去2か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、1.0 ② ①以外の場合は、0.5</p> <p>(4) 情報公開等の取組に係る要件 ① 第5条の(5)アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1.0 ② ①以外の場合は、0.5</p>
<p>6 事業所内保育事業</p>	<p>次の(1)に、(2)及び(3)の割合を乗じて得た額</p> <p>(1) 基本額 ① 従業員枠の児童 別表第2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数（ただし、区内に居住する児童のみ）を乗じて得た額の合計額に、100分の84を乗じて得た額 ② 従業員枠以外（地域枠）の児童 別表第2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数（ただし、区内に居住する児童のみ）を乗じて得た額の合計額</p> <p>(2) キャリアパス要件 ① 別表第3の要件に適合する場合は、1.0 ② 別表第3の要件に適合しない場合は、0</p> <p>(3) 情報公開等の取組に係る要件 ① 第5条の(5)アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1.0 ② ①以外の場合は、0.5</p>
<p>7 病児保育事業</p>	<p>次の(1)に、(2)及び(3)の割合を乗じて得た額</p>

	<p>(1) 基本額 別表2に定める単価に、定員数を乗じて得た額</p> <p>(2) キャリアパス要件 ①別表3の要件に適合する場合は、1.0 ②別表3の要件に適合しない場合は、0</p> <p>(3) 情報公開等の取組に係る要件 ① 第5条の(5)アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1.0 ② ①以外の場合は、0.5</p>
8 企業主導型保育事業（地域枠）	<p>次の(1)に、(2)、(3)及び(4)の割合を乗じて得た額</p> <p>(1) 基本額 別表2に定める年齢別・定員別単価に、当該年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数（地域枠）を乗じて得た額の合計額</p> <p>(2) キャリアパス要件 ①別表3の要件に適合する場合は、1.0 ②別表3の要件に適合しない場合は、0</p> <p>(3)福祉サービス第三者評価の要件 ① 3年（補助対象期間が属する年度及び直前の過去2か年度）に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施している場合は、1.0 ② ①以外の場合は、0.5</p> <p>(4) 情報公開等の取組に係る要件 ① 第5条の(5)アからウまでに掲げる要件のいずれにも適合する場合は、1.0 ② ①以外の場合は、0.5</p>

※ 別表第1第2欄の「福祉サービス第三者評価の要件」が適用される施設のうち、新たにこの補助を受ける施設については、新たに補助を受ける年度から3年に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施した場合に、(3)①に該当するものとして取り扱う。

新たに補助を受ける年度の翌年度までは未実施であっても(3)①に該当するものとし、初回の実施後は(3)①及び②のとおりとする。ただし、年度の途中（4月2日以降）に開設し、当該年度から補助を受ける施設については、新たに補助を受ける年度の翌年度から3年に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表を実施した場合に、(3)①に該当するものとして取り扱う。

新たに補助を受ける年度の翌々年度までは未実施であっても(3)①に該当するものとし、初回の実施後は(3)①及び②のとおりとする。

※ 年度の途中に開設した施設又は事業については開設した日以降の期間により算定し、年度の

途中で廃止した施設又は事業については廃止した日までの期間により算定する。

- ※ 別表第1の第1欄に掲げる補助対象事業・施設のうち、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、定期利用保育事業及び一時預かり事業（緊急一時預かり）、事業所内保育事業の定員は、利用定員とする。認証保育所の定員は、東京都認証保育所事業実施要綱2（3）に定める定員とする。企業主導型保育事業（地域枠）の定員は、企業主導型保育事業費補助金実施要綱第3の2（1）①及び②により定める利用定員の合計とする。

なお、認可保育所及び保育所型認定こども園における「各月初日の在籍児童数」には、緊急1歳児受入事業の対象となる（平成30年3月30日付29福保子保第5924号「緊急1歳児受入事業実施要綱」）在籍児童数を含む。定期利用保育事業における「各月初日の在籍児童数」は、毎月初日時点の登録児童数が1日当たりの定員を超える場合は1日当たりの定員とし、1日当たりの定員と同数又は下回る場合は各月初日の登録児童数とする。また、一時預かり事業（緊急一時預かり）については緊急一時預かりに係る利用定員とし、緊急一時預かりに係る利用定員を定めていない場合は緊急一時預かりに係る毎月初日時点の登録児童数と一時預かり事業の利用定員との少ない方の人数を定員とする。

- ※ 認定こども園の定員は、2号認定及び3号認定の定員の合計とする。

- ※ 別表第2に定める年齢区分は、「年度の初日の前日における満年齢」により区分する。

なお、子ども・子育て支援法第28条第1項第1号に規定する特例施設型給付費の支給対象児童及び同法第30条第1項第1号に規定する特例地域型保育給付費の支給対象児童については、支給認定後の認定区分に応じて区分し、同項第3号に規定する特例地域型保育給付費の支給対象児童については、別表第2の4（1）、5（1）、（2）、（3）及び6において、「特例給付対象児」として区分する。

別表第2 保育士等キャリアアップ補助金 単価表 (児童1人当たり月額)

1 認可保育所

定員区分	認定区分	年齢区分	単価(円)
20人	2号	4歳以上児	12,880
		3歳児	13,860
	3号	1、2歳児	21,280
21人から 30人まで	2号	4歳以上児	9,380
		3歳児	10,360
	3号	1、2歳児	17,780
31人から 40人まで	2号	4歳以上児	7,700
		3歳児	8,680
	3号	1、2歳児	16,100
41人から 50人まで	2号	4歳以上児	7,420
		3歳児	8,400
	3号	1、2歳児	15,820
51人から 60人まで	2号	4歳以上児	6,440
		3歳児	7,420
	3号	1、2歳児	14,840
61人から 70人まで	2号	4歳以上児	5,880
		3歳児	6,860
	3号	1、2歳児	14,280
71人から 80人まで	2号	4歳以上児	5,460
		3歳児	6,440
	3号	1、2歳児	13,860
81人から 90人まで	2号	4歳以上児	5,040
		3歳児	6,020
	3号	1、2歳児	13,440
91人から 100人まで	2号	4歳以上児	4,200
		3歳児	5,180
	3号	1、2歳児	12,600
101人から 110人まで	2号	4歳以上児	4,060
		3歳児	5,040
	3号	1、2歳児	12,460
111人から 120人まで	2号	4歳以上児	3,920
		3歳児	4,900
	3号	1、2歳児	12,320
121人から 130人まで	2号	4歳以上児	3,780
		3歳児	4,760
	3号	1、2歳児	12,180
131人から 140人まで	2号	4歳以上児	3,640
		3歳児	4,620
	3号	1、2歳児	12,040
141人から 150人まで	2号	4歳以上児	3,500
		3歳児	4,480
	3号	1、2歳児	11,900
151人から 160人まで	2号	4歳以上児	3,500
		3歳児	4,480
	3号	1、2歳児	11,900
161人から 170人まで	2号	4歳以上児	3,500
		3歳児	4,480
	3号	1、2歳児	11,900
171人以上	2号	4歳以上児	3,360
		3歳児	4,340
	3号	1、2歳児	11,760

2 認証保育所

定員区分	年齢区分	単価(円)
20人まで	4歳以上児	12,880
	3歳児	13,860
	1、2歳児	21,280
21人から 30人まで	4歳以上児	9,380
	3歳児	10,360
	1、2歳児	17,780
31人から 40人まで	4歳以上児	7,700
	3歳児	8,680
	1、2歳児	16,100
41人から 50人まで	4歳以上児	7,420
	3歳児	8,400
	1、2歳児	15,820
51人から 60人まで	4歳以上児	6,440
	3歳児	7,420
	1、2歳児	14,840
61人から 70人まで	4歳以上児	5,880
	3歳児	6,860
	1、2歳児	14,280
71人から 80人まで	4歳以上児	5,460
	3歳児	6,440
	1、2歳児	13,860
81人から 90人まで	4歳以上児	5,040
	3歳児	6,020
	1、2歳児	13,440
91人から 100人まで	4歳以上児	4,200
	3歳児	5,180
	1、2歳児	12,600
101人から 110人まで	4歳以上児	4,060
	3歳児	5,040
	1、2歳児	12,460
111人から 120人まで	4歳以上児	3,920
	3歳児	4,900
	1、2歳児	12,320

3 認定こども園

定員区分	認定区分	年齢区分	単価(円)
10人まで	2号	4歳以上児	32,760
		3歳児	33,740
	3号	1、2歳児	41,160
11人から 20人まで	2号	4歳以上児	17,500
		3歳児	18,480
	3号	1、2歳児	25,900
21人から 30人まで	2号	4歳以上児	12,460
		3歳児	13,440
	3号	1、2歳児	20,860
31人から 40人まで	2号	4歳以上児	9,940
		3歳児	10,920
	3号	1、2歳児	18,340
41人から 50人まで	2号	4歳以上児	9,240
		3歳児	10,220
	3号	1、2歳児	17,640
51人から 60人まで	2号	4歳以上児	8,120
		3歳児	9,100
	3号	1、2歳児	16,520
61人から 70人まで	2号	4歳以上児	7,140
		3歳児	8,120
	3号	1、2歳児	15,540
71人から 80人まで	2号	4歳以上児	6,580
		3歳児	7,560
	3号	1、2歳児	14,980
81人から 90人まで	2号	4歳以上児	6,020
		3歳児	7,000
	3号	1、2歳児	14,420
91人から 100人まで	2号	4歳以上児	5,180
		3歳児	6,160
	3号	1、2歳児	13,580
101人から 110人まで	2号	4歳以上児	4,900
		3歳児	5,880
	3号	1、2歳児	13,300
111人から 120人まで	2号	4歳以上児	4,620
		3歳児	5,600
	3号	1、2歳児	13,020
121人から 130人まで	2号	4歳以上児	4,480
		3歳児	5,460
	3号	1、2歳児	12,880
131人から 140人まで	2号	4歳以上児	4,340
		3歳児	5,320
	3号	1、2歳児	12,740
141人から 150人まで	2号	4歳以上児	4,200
		3歳児	5,180
	3号	1、2歳児	12,600
151人から 160人まで	2号	4歳以上児	4,200
		3歳児	5,180
	3号	1、2歳児	12,600
161人から 170人まで	2号	4歳以上児	4,060
		3歳児	5,040
	3号	1、2歳児	12,460
171人以上	2号	4歳以上児	3,920
		3歳児	4,900
	3号	1、2歳児	12,320

4 (1) 家庭的保育事業

年齢区分	単価(円)
特例給付対象児	22,680
乳児、1、2歳児	22,680

4 (2) 家庭的保育事業(都制度)

年齢区分	単価(円)
乳児、1、2歳児	22,680

5 (1) 小規模保育事業(A型)

定員区分	年齢区分	単価(円)
6人から 12人まで	特例給付対象児	22,120
	1、2歳児	22,120
	乳児	32,620
13人から 19人まで	特例給付対象児	17,780
	1、2歳児	17,780
	乳児	28,280

5 (1) 小規模保育事業(B型)

定員区分	年齢区分	単価(円)
6人から 12人まで	特例給付対象児	18,620
	1、2歳児	18,620
	乳児	26,880
13人から 19人まで	特例給付対象児	14,840
	1、2歳児	14,840
	乳児	23,100

5 (1) 小規模保育事業(C型)

定員区分	年齢区分	単価(円)
6人から 10人まで	特例給付対象児	20,580
	乳児、1、2歳児	20,580
11人から 15人まで	特例給付対象児	19,180
	乳児、1、2歳児	19,180

5 (2) 居宅訪問型保育事業

年齢区分	単価(円)
特例給付対象児	67,340
乳児、1、2歳児	67,340

5 (3) 定期利用保育事業及び一時預かり事業(緊急一時預かり)

定員区分	年齢区分	単価(円)
20人まで	4歳以上児	9,380
	3歳児	10,360
	1、2歳児	17,780
	乳児	28,420
21人から 30人まで	4歳以上児	7,000
	3歳児	7,980
	1、2歳児	15,400
	乳児	26,040
31人から 40人まで	4歳以上児	5,880
	3歳児	6,860
	1、2歳児	14,280
	乳児	24,920
41人から 50人まで	4歳以上児	6,020
	3歳児	7,000
	1、2歳児	14,420
	乳児	25,060

6 事業所内保育事業
(小規模保育事業A型基準適用)

定員区分	年齢区分	単価(円)
5人まで	特例給付対象児	38,220
	1、2歳児	38,220
	乳児	48,720
6人から 12人まで	特例給付対象児	22,120
	1、2歳児	22,120
	乳児	32,620
13人から 19人まで	特例給付対象児	17,780
	1、2歳児	17,780
	乳児	28,280

6 事業所内保育事業
(小規模保育事業B型基準適用)

定員区分	年齢区分	単価(円)
5人まで	特例給付対象児	32,900
	1、2歳児	32,900
	乳児	41,160
6人から 12人まで	特例給付対象児	18,620
	1、2歳児	18,620
	乳児	26,880
13人から 19人まで	特例給付対象児	14,840
	1、2歳児	14,840
	乳児	23,100

6 事業所内保育事業
(定員20人以上)

定員区分	年齢区分	単価(円)
20人から 30人まで	特例給付対象児	17,780
	1、2歳児	17,780
	乳児	28,420
31人から 40人まで	特例給付対象児	16,100
	1、2歳児	16,100
	乳児	26,740
41人から 50人まで	特例給付対象児	15,820
	1、2歳児	15,820
	乳児	26,460
51人から 60人まで	特例給付対象児	14,840
	1、2歳児	14,840
	乳児	25,480
61人から	特例給付対象児	14,280
	1、2歳児	14,280
	乳児	24,920

7 病児保育事業
(病児対応型、病後児対応型)

定員数	単価(円)
2人	42,100
3人	28,100
4人	21,000
5人	24,700
6人	20,600
7人	17,600
8人	20,300
9人	18,100
10人以上	16,300

8 企業主導型保育事業（地域枠）

（定員19人以下）

定員区分	年齢区分	単価(円)
6人から 12人まで	1歳以上児	22,120
	乳児	32,620
13人から 19人まで	1歳以上児	17,780
	乳児	28,280

（定員20人以上）

定員区分	年齢区分	単価(円)
20人から 30人まで	1歳以上児	17,780
	乳児	28,420
31人から 40人まで	1歳以上児	16,100
	乳児	26,740
41人から 50人まで	1歳以上児	15,820
	乳児	26,460
51人から 60人まで	1歳以上児	14,840
	乳児	25,480
61人から	1歳以上児	14,280
	乳児	24,920

別表第3（第5条関係）

第1 キャリアパス要件

次の1及び2のいずれにも適合すること又は「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日府政共生第349号・26文科初第1463号・雇児発0331第10号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（以下「処遇改善等加算通知」という。）に基づく処遇改善等加算Ⅱを受けていること。

1 次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 施設・事業所職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（施設・事業所職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- (2) (1)に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。
- (3) (1)及び(2)の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての施設・事業所職員に周知していること。

2 次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 施設・事業所職員の職務内容等を踏まえ、施設・事業所職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び次のア及びイに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修（通常業務中に行う研修を除く。以下同じ。）の実施又は研修の機会を確保していること。
 - ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、施設・事業所職員の能力評価を行うこと。
 - イ 幼稚園教諭免許・保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。
- (2) (1)について、全ての施設・事業所職員に周知していること。

第2 キャリアパス要件届出書の提出

1 要綱第3条第1項第1号及び同条第2項第1号に該当する施設・事業

処遇改善等加算通知に基づき、区長が別に定める時期までに、キャリアパス要件届出書を提出していること又は処遇改善等加算Ⅱを受けていること。

2 要綱第3条第1項第2号並びに同条第2項第2号から第5号までに該当する施設・事業

キャリアパス要件届出書を、この補助金の交付申請時に申請書類とあわせて、区長に提出すること。

なお、上記第1の内容を満たし、キャリアパス要件届出書を区に提出していること

をもって、要件に適合したものとする。また、設置者が過年度にキャリアパス要件届出書を提出している場合において、その内容に変更がないときは、その提出を省略することができる。

別表第4（第6条関係） 交付対象経費

第1 交付対象経費

1 賃金改善実施期間は、4月から翌年3月までとする。

なお、年度の途中に子ども・子育て支援法による確認を受けた施設・事業所については、同法による確認を受けたときから直近の3月までとする。

また、年度の途中に開設した要綱第3条第1項第2号に規定する施設並びに同条第2項第2号及び第3号に規定する事業を実施する事業所については、開設したときから直近の3月までとする。

2 賃金改善の対象となる職員については、原則その職種にかかわらず、施設・事業所に勤務する全ての職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。）とすること。なお、法人の役員を兼務している職員については、本補助金を役員報酬に充ててはならない。ただし、勤務実績及び勤務評定等合理的な理由に基づき、賃金改善を行わないことを決めた場合はこの限りではない。

なお、賃金改善の実施における金額の配分範囲については、各施設・事業所の実情に応じて決定するものとする。

3 賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては、各施設・事業所の賃金改善方法等に応じた適切な方法によること。

4 賃金改善の実施に要した費用の総額は、次に掲げる要件を満たすこと。

次のいずれかの年度（以下「基準年度」という。）の職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。以下同じ。）の賃金水準（退職手当を除く。賃金年度の翌年度以降に採用された新規職員については基準年度に適用されていた賃金算定のルールを当該新規職員に適用した場合の賃金とし、基準年度に存在しなかった施設・事業所の職員については当初予定していた就業規則等に基づく賃金で、地域の賃金水準との均衡が図られていると認められるものとする。以下同じ。）に対して改善するものであること。

なお、(1)及び(2)について、当該改善の起点となる賃金については、公定価格における国家公務員の給与改定に伴う人件費の改定状況を踏まえた水準（基準年度の職員の賃金に、基準年度以降の改定率の合計を加えた水準）とすること。

ただし、当該改善の実施に要した費用の総額からは、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日付内閣府告示第49号）第1条第18号に規定する処遇改善等加算Ⅰ（以下「処遇改善等加算Ⅰ」という。）の加算実績額は除くこと。

(1) 子ども・子育て支援法による確認の効力が発生する年度の前年度

- (2) 平成27年3月31日以前において既に保育所として運営していた施設（平成26年度に保育士等処遇改善臨時特例事業による補助を受けた施設に限る。）については、平成24年度
 - (3) 要綱第3条第1項第2号に規定する施設並びに同条第2項第2号から第5号までに規定する事業については、新たにこの補助金の交付を受ける年度の前年度
- 5 本補助金の交付を受けた補助対象施設・事業所は、賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管しておかなければならない。
 - 6 賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならない。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因により変動した場合については、この限りではない。
 - 7 賃金増加分に対する実際の支払の時期については、月ごとの支払のほか一括して支払うことも可能とし、各施設・事業所の実情に応じた方法によるものとする。
 - 8 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）第1条第18号に規定する処遇改善等加算Ⅰの賃金改善要件分及び同条第35号の4に規定する処遇改善等加算Ⅱにより賃金改善を行った経費は、この補助金の交付対象経費に含めることはできない。

第2 賃金改善実績報告書の提出

年度終了後速やかに、区内の補助対象施設・事業所については、賃金改善実績報告書（別表第4・第1号様式又は第2号様式）に賃金改善実績報告内訳書（別表第4・第1号様式 付表又は第2号様式 付表）を添えて区長に提出すること。ただし、区内に居住する児童が他区市町村に所在する居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の事業所を利用している場合は、事業所が所在する区市町村に提出した賃金改善実績報告書と同一のものを文京区にも提出すること。なお、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業所については、賃金改善実績報告内訳書の提出を省略することが出来る。